福県医発第７７６号（保）
平成１５年７月１８日

15. 7. 22

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎

検査料の点数の取扱いについて

標記の件につきまして、平成１５年６月３０日付保医発第0630002号で厚生労働省保険局医療課長より別紙１のとおり取扱う通知があり、７月１日より適用となった旨日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

本通知の内容に関して、日本医師会において別紙２のとおり整理されています。

なお、当該医療課長通知中、「（１０）血清中抗デスモグレイン３抗体」の「ア」の記載内容に下記のとおり誤りがありますので、ご留意願います。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌８月１日号に掲載を予定されています。

記

「（１０）血清中抗デスモグレイン３抗体」の「ア」中

誤：　……天疱瘡の鑑別診断及び経過観察中の治療効果判定……
正：　……天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定……

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

日医発第 300 号（保 57）
平 成 15 年 7 月 10 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
坪　井　栄　孝

検査料の点数の取扱いについて

標記について，平成 15 年６月 30 日付保医発第 0630002 号で厚生労働省保険局医療課長から別添１のとおり取扱う通知があり，７月１日から適用となりました。

本通知の内容に関して，本会において別添２のとおり整理いたしましたので，貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお，当該医療課長通知中，「（10）血清中抗デスモグレイン３抗体」の「ア」の記載内容に下記のとおり誤りがありますので，ご留意下さい。

また，本件につきましては，日本医師会雑誌８月１日号に掲載を予定しております。

記

「(10）血清中抗デスモグレイン３抗体」の「ア」中

誤：　・・・・天疱瘡の鑑別診断及び経過観察中の治療効果判定・・・・
正：　・・・・天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定・・・・

（添付資料）
１．検査料の点数の取扱いについて
（平 15．６．30　保医発第 0630002 号厚生労働省保険局医療課長通知）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）

別　紙　1

保医発第0630002号
平成１５年６月３０日

写

地方社会保険事務局長殿
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課(部)長　殿
都道府県老人医療主管部(局)
　老人医療主管課(部)長　殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成１５年７月１日から適用する。

記

「診療報酬点数表（平成６年３月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成６年３月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知)」（平成１４年３月８日保医発第0308001号）の一部を次のように改正する。

1　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０１３の(9)の次に次のように加える。

(10)　血清中のＨＢＶプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査

ア　血清中のＨＢＶプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、ＰＣＲ法により測定した場合に限り、区分「Ｄ０２３」微生物核酸同定・定量検査の「６」に準じて算定できる。

イ　Ｂ型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者１人につき１回算定できる。

ウ　Ｂ型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にＡＬＴ異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のＢ型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査のうちＢ型肝炎に関する検査（ただし抗ウイルス薬等のＢ型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。

2　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０１４の(9)から(13)までを(11)から(15)までとし、(8)の次に次のように加える。

(9)　血清中抗デスモグレイン１抗体

ア　血清中抗デスモグレイン１抗体は、ＥＬＩＳＡ法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「Ｄ０１４」自己抗体検査の「１５」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ　落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレイン３抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(10)　血清中抗デスモグレイン３抗体

ア　血清中抗デスモグレイン３抗体は、ＥＬＩＳＡ法により、天疱瘡の鑑別診断及び経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「Ｄ０１４」自己抗体検査の「１５」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ　尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレイン１抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

（参考：新旧対照表）

「診療報酬点数表（平成６年３月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成６年３月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成１４年３月８日保医発第0308001号）別添１第２章第３部中

現　　行	改　正　後
０１３　肝炎ウィルス関連検査 (1)～(9)　（略）	Ｄ０１３　肝炎ウィルス関連検査 (1)～(9)　（略） (10)　血清中のＨＢＶプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査 ア　血清中のＨＢＶプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、ＰＣＲ法により測定した場合に限り、区分「Ｄ０２３」微生物核酸同定・定量検査の「６」に準じて算定できる。 イ　Ｂ型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者１人につき１回算定できる。 ウ　Ｂ型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にＡＬＴ異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のＢ型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査のうちＢ型肝炎に関する検査（ただし抗ウイルス薬等のＢ型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。
０１４　自己抗体検査 (1)～(8)　（略）	Ｄ０１４　自己抗体検査 (1)～(8)　（略） (9)　血清中抗デスモグレイン１抗体 ア　血清中抗デスモグレイン１抗体は、ＥＬＩＳＡ法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「Ｄ０１４」自己抗体検査の「１５」に準

	じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ　落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレイン３抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。 (10)　血清中抗デスモグレイン３抗体 ア　血清中抗デスモグレイン３抗体は、ＥＬＩＳＡ法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「Ｄ０１４」自己抗体検査の「１５」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ　尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレイン１抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
9)～(13)　（略）	(11)～(15)　（略）

（ 参 考 ）

天疱瘡の診断基準

(1) 臨床的診断項目
① 皮膚に多発する、破れやすい弛緩性水疱
② 水疱に続発する進行性、難治性のびらんないし鱗屑痴皮性局面
③ 口腔粘膜を含む可視粘膜部の非感染性水疱・びらんないしアフタ性病変
④ Nikolsky現象陽性

(2) 病理組織学的診断項目
① 表皮細胞間橋の離開（棘融解acantholysis）による表皮内水疱

(3) 免疫組織学的診断項目
① 病変部ないしは外見上正常な皮膚・粘膜部の細胞膜（間）部にIgG（ときに補体）の沈着が認められる。
② 流血中より抗表皮細胞膜（間）抗体（天疱瘡抗体）（IgGクラス）を同定する。

[判定及び診断]
① (1)項目のうち少なくとも１項目と(2)項目を満たし、かつ(3)項目のうち少なくとも１項目を満たす症例を天疱瘡とする。
② (1)項目のうち２項目以上を満たし、(3)項目の①、②を満たす症例を天疱瘡と診断する。

出典： 厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」（1990年）

■新たに保険適用が認められた検査

平成１５年6月３０日　保医発第０６３０００２号（平成１５年7月１日適用）

１．血清中のＨＢＶプレコア変異およびコアプロモーター変異遺伝子同定検査　　（ＰＣＲ法）	Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査の６に準じて算定する。	５５０点
平成 14 年３月８日保医発第 0308001 号の別添１の第２章「特掲診療料」第３部「検査」第１節「検体検査料」第１款「検体検査実施料」の「D013 肝炎ウイルス関連検査」の（９）の次に（10）として右のように加える。	Ｄ０１３　肝炎ウイルス関連検査 （10）血清中のＨＢＶプレコア変異およびコアプロモーター変異遺伝子同定検査 ア　血清中のＨＢＶプレコア変異およびコアプロモーター変異遺伝子同定検査は，下記「イ」または「ウ」に掲げる患者に対し，ＰＣＲ法により測定した場合に限り，区分「Ｄ０２３」微生物核酸同定・定量検査の「６」に準じて算定できる。 イ　Ｂ型急性肝炎患者に対しては，劇症肝炎が疑われる場合に限り，患者１人につき１回算定できる。 ウ　Ｂ型慢性肝炎患者に対しては，経過観察中にＡＬＴ異常値などにより肝炎増悪が疑われ，かつ，抗ウイルス薬等のＢ型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお，本検査実施以降は，区分「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査のうちＢ型肝炎に関する検査（ただし抗ウイルス薬等のＢ型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は，算定できない。	

２．血清中抗デスモグレイン１抗体　　（ＥＬＩＳＡ法） ３．血清中抗デスモグレイン３抗体　　（ＥＬＩＳＡ法）	Ｄ０１４　自己抗体検査の１５に準じて算定する。	３１０点
平成 14 年３月８日保医発第 0308001 号の別添１の第２章「特掲診療料」第３部「検査」第１節「検体検査料」第１款「検体検査実施料」の「D014 自己抗体検査」の（９）から（13）までを（11）から（15）までとし，（８）の次に（９）および（10）として右のように加える。	Ｄ０１４　自己抗体検査 （９）血清中抗デスモグレイン１抗体 ア　血清中抗デスモグレイン１抗体は，ＥＬＩＳＡ法により，天疱瘡の鑑別診断または経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に，区分「Ｄ０１４」自己抗体検査の「１５」に準じて算定できる。なお，鑑別診断目的の対象患者は，厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により，天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ　落葉状天疱瘡の患者に対し，経過観察中の治療効果判定の目的で，本検査と血清中抗デスモグレイン３抗体を併せて測定した場合は，主たるもののみ算定する。 （10）血清中抗デスモグレイン３抗体 ア　血清中抗デスモグレイン３抗体は，ＥＬＩＳＡ法により，天疱瘡の鑑別診断または経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に，区分「Ｄ０１４」自己抗体検査の「１５」に準じて算定できる。なお，鑑別診断目的の対象患者は，厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により，天疱瘡が強く疑われる患者とする。 イ　尋常性天疱瘡の患者に対し，経過観察中の治療効果判定の目的で，本検査と血清中抗デスモグレイン１抗体を併せて測定した場合は，主たるもののみ算定する。	

（日本医師会保険医療課）